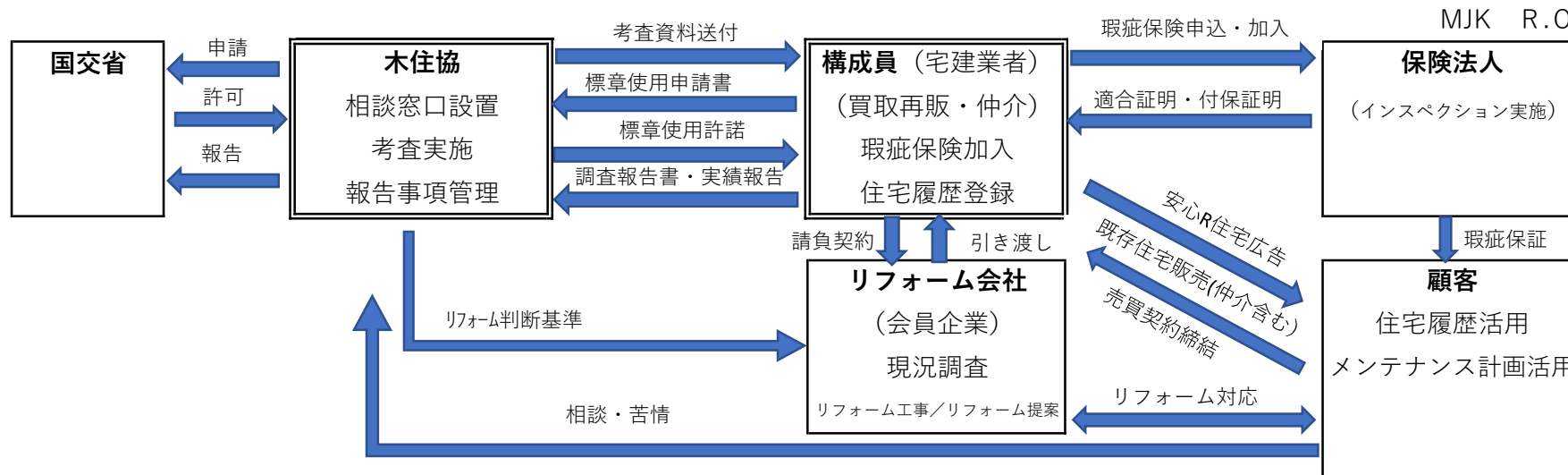


< 構成員は、当該事項を遵守して安心R住宅の運用を行うこと >

2021.3.24



※構成員は、以下の手順に則り基準を遵守する。（詳細は別途チェックシートを参照）

- 1 構成員は、木住協安心R住宅担当者を定める。（宅建許可番号毎に一人以上）
- 2 安心R住宅担当者は、研修テキストの内容を理解した上で、木住協へ連絡（03-5114-3013）し、考査を受講する。
- 3 修了考査に合格後、「標章使用申請書」を構成員の代表者の押印の上、木住協へ提出する。
- 4 安心R住宅の標章使用にあたっては、上記担当者の責任において、木住協の制度基準に則り運用する。
- 5 既存住宅売買瑕疵保険の加入申し込みを行うため、保険の事業者登録をする。
- 6 住宅履歴情報を取り扱うサービス機関に、申し込みを行う。
- 7 安心R住宅の公告時に「安心R住宅調査報告書」を木住協へ提出する。
- 8 担当者は、年間（4月～3月）の利用実績を、年度末明け（4月1日～4月30日まで）に木住協へ報告する。
- 9 担当者が転勤等で移動となった場合は、後任の安心R住宅担当社員を任命し、再度後任の方は考査を提出する。
- 10 後任の担当者の方が考査修了後、再利用できるものとする。

※問い合わせ先について

（一社）日本木造住宅産業協会 生産技術部 担当：小田嶋・松澤
 電話番号 : 03-5114-3013 FAX : 03-5114-3020
 メールアドレス : 1018seisan@mokujukyo.or.jp